

# 手話通訳者をあっせんします

## －杉並区手話通訳者派遣事業－

### 手話通訳者とは

手話通訳者は、単に言葉を訳して「きこえない・きこえにくい人」と「きこえる人」の通訳をするのではなく、状況や意図まで含めて丁寧に伝えることで、その場にいる全員が同じ情報を共有できる環境づくりを支えています。

### あっせんについて

杉並区内の行政機関や団体等が、きこえない・きこえにくい方の参加が見込まれるイベント等を開催する場合、主催者の申し込みにより杉並区登録手話通訳者をあっせんします。

### 利用条件

申し込み団体及び手話通訳者の派遣先が原則、杉並区内であり、聴覚その他の障害により意思疎通の支援を必要とする方が参加予定の会議や行事を主催するとき。

※1時間以内など短い時間や、土・日・祝日も派遣できます。

ただし、政治・宗教・営利に関する催しの場合、本事業は利用できません。

### こんな場面で利用できます

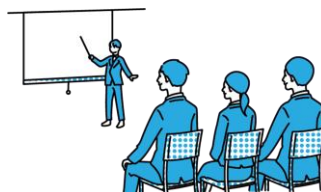
#### 研修



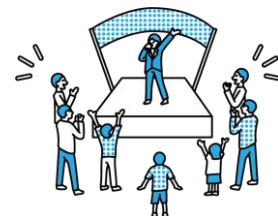
#### 会議



#### 講演会



#### 各種イベント



### 注意事項 ※お申込み前に必ずご確認ください

円滑な情報保障及びコミュニケーション支援と、手話通訳者に過度な負担がないようご理解、ご協力をお願いします。

#### 1. 資料の準備

より良い通訳活動を行うため、資料等がありましたら事前にご提供ください。

最近では専門的な内容の通訳依頼も増加し、通訳者が事前準備を行う重要性が増しています。

資料の提供はできるだけ派遣日の**5日前まで**をお願いします。

※いただいた資料は返却または廃棄し、第三者に提供することはありません。（例）式次第、名簿等

#### 2. 手話通訳者のための飲食をご用意いただく必要はありません。

## 申し込み方法

### ①申し込み（利用者 ⇒ 東京手話通訳等派遣センター）

申込書に必要事項を記入の上、**派遣日の1週間前まで**に、ファクスまたはメールで以下の申し込み先に提出  
※直前になると通訳者の派遣ができない場合もあります。

【書式のダウンロードはこちら ⇒ 杉並区ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>】

### ②調整（東京手話通訳等派遣センター ⇄ 手話通訳者）

申し込み先である東京手話通訳等派遣センターが通訳者の調整を行います。手話通訳者の指名はできません。

### ③決定連絡（東京手話通訳等派遣センター ⇒ 利用者）

派遣する手話通訳者の決定後、手話通訳者決定のご連絡をします。



## 活動費（謝礼金）の支払いについて

活動費（謝礼金）は、依頼時間に応じて依頼者から通訳者へ直接、現金または口座振替にてお支払いください。

### ①依頼時間

流れや立ち位置確認のため、通訳開始前に打合せを行います。

**打合せ開始時間から通訳終了までが依頼時間**となります。

（例）14時から16時の講演会に通訳を依頼したい…

13：50～14：00が打合せ時間、14：00～16：00が活動時間となった場合  
依頼時間は13：50～16：00（2時間10分）⇒ 謝礼金は**3時間分**です。

### ②手話通訳者1名あたりの活動費（謝礼金）※令和6年度から変更

手話通訳者

9時から21時まで	最初の2時間まで	4,500円
	以降1時間ごと	2,000円

上記以外の時間帯 1時間ごとに 500円追加

※源泉徴収の対象とはなりません。（所得税法第204条第1項第1号）

### 3. キャンセル料について

派遣日の前日（前日が閉所日の場合はその前の開所日）午前10時以降のキャンセルについては、4,500円の謝礼金をキャンセル料としてお支払いいただきます。

## あっせんの申し込み・問い合わせ先

東京手話通訳等派遣センター（〒160-0022 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階）

（杉並区専用窓口）◎電話/FAX：03-5379-8766 ◎メール：suginami@tokyo-shuwacenter.or.jp

開所時間 平日：午前9時～午後7時 / 土曜日：午前9時～午後5時（FAX・メールは24時間可）

※日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

※お申し込み日が土曜日の午後5時以降、日曜日の場合は、お返事は月曜日以降となります。